三壺記

下九

三靈略書卷第十九　目錄

東照大權現御先祖之事
八幡大菩薩之緣起之事
鎌倉北條之元祖ノ事
太閤秀吉公元祖之事
從秀吉公利家公御見參事御書之事
村山豊前被討事
朝歌之事
初幕奴者被捕事
牛割之事

諸氏之事
摩利支天堂之事
知行割之事
金物之事
肥前国松浦鏡宮縁起之事
山海之産物事

三種国史合巻十九

東照大権現御先祖之事

清和天皇の御子孫長田清仲八源の元祖也御子孫源
経信頼義の御子孫八幡太郎義家と申す名也此
頼義国に御子義重新田小三郎と云清和天皇
御子孫の上野国新田の庄より出る故也此義
重御子義季と申す是清和源氏世良
田三河守新氏と中又又三郎家持源氏清義右京
大夫政義修理亮親季左京亮有親七代世良
田氏なり源氏平氏の新氏也

又世良田左馬介義俊 徳川三河守秀綱より如何しけ
る男世良田三河守信実 徳川左京大夫新田
しけ 徳川右京大夫親忠 松平蔵人左衛門
子松平次郎三郎清康 清康より徳川義
人左衛門尉忠 代代法名より義人元康 元康
法名松平三河守家康 中なれ此為三年の比徳川殿
河守 今川殿の幕下 属たく平信長公の此時
三河殿 三河之ケ嶋の城 也 大国秀吉
此代 伊豆武蔵 相模 野下野 ケ国 加賀
江戸 幕府 以 文 秀吉 伊奉れ 天下 統

法 他界第七年 忘 新号 三 東照大権現 仰
有 日光山 奉 別 宮 八節七回 忘 よ
南 上 ま 遷 せ 奉 る 此 城 の 小 方 宮 造 営 為
権現様 御 像 江戸 より 遷 奉 り 奉 る
内 為 毎 日 七 日 参 れ 忘 れ 宮 わ り

私曰権現堂 建 宗 延 宝 八 年 三 月 八 年 ま 御

八幡大菩薩之縁起

人皇十六代應神天皇 三十代欽明天皇 此宇 畫前
国宇佐郡 蓮臺寺 ま 祝 八幡宮 中
なれ 此 君神功皇后 胎内 海 出 子 財 ん 産

えりきこゆる輩三ゝんを手ずから
なりたち矣の守護ゝとゝ為
年中己卯二月二日大和国大安寺の僧行教宇佐に
宇佐ゝ申て通夜せゝ所に
乃守護神ゝ出現宣ゝ
よ八幡大神と勅使奉れとゝり

源氏小系の元祖の事

人皇五十代桓武天皇の御子孫ゝとかたり手家の人ゝ
なり給ふ葛原の親王の流ゝ常陸大掾国香ゝ
云人実ゝ源ゝ朝臣ゝ小系ゝ伝ゝ

帝ゝ属ゝ源氏朝の時小系宇治帝宇治寺平時政初
て天下の執権ゝ為り北条の婿ゝ頼家次男実朝代
ゝ和田秩父ゝ秩父ゝ和田ゝ
奥寺義時ゝ時政ゝ時後宇多院ゝ
京都の御代ゝ小系ゝ
ゝ帝王討負ゝ
五代目武家寺小系泰時宇代目修理亮時氏
ゝ五代目武家寺経時ゝ代目相模寺時頼最明寺
ゝ七代目左ゝ権頭時宗八代目相模寺貞時
是ゝ位ゝ品ゝ人ゝ

しとやすくおこりもおくおき海いちう九代貧小条相
摸守高時入道宗鑑の代より位をうるゝ人の絶
構ふ如く次第おこりすて後醍醐天皇の勅歌と如
とゝ

太閤秀吉公元祖之事

近江国浅井郡中村の住人仁右衛門と云ふ者
ありし聖教ふかく学問高く心ふかく花山院の生涯
安穏なる事を願ふ事ありしかとも九俗の身
なりて仏道の成中をとゝくらん方便なきとゝ
入くと云ふ事ありしに二七日断食をなし立願祈念をなし
る夢中に白衣の天人来迎をなし民をとゝひ
給ふ子孫将軍の位を得たる夢想を
加へ給ふ尾張(ノ)国愛知郡中村の孫を
日吉丸と名付給ふ事
然後帝寺と如ふ位に天下を統ひ給ふ
せん国を治ふ事古今希代の事也

清秀公利家公自筆之御書の事

自筆之ゝ上人ひ之事他国家仏門ゝ忠信人数を
出ゝ孫ゝ事如の儀也ゝ事ゝ心ゝ安ゝ
子早速履参ゝ

大利を治ら也 正信弾中ハ

と申す人数を以やさきをつくり敵を討捕へ手柄上方へ
大きに聞へ上方へ他国へ聞へ成政義理者にふかく
家来に成り成政の為家敗を遂ると存じ元亀
度々敵を追ひ出し上方へ入り中川八郎も今加
藤清正なり清正家臣新川一郎左衛門殿の弟
なり兄弟共に豊臣秀吉に仕へ元和の頃御陣
場にて討死仕り候

小西氏を討ち申候時我
等儀も御供仕り候ものにて候
清正家の御家を出り羽柴
筑前守殿へ可
申上方へ参り候

郡主筑前守殿へ参り候ては
ならぬ方へ参り候
ならぬ方へ参り候
ならぬ方へ参り候

羽柴筑前守殿

村山宗鼎に討事

大坂城を攻れ松平新之助殿
中大力者毛利長門取出の
迄之陣小屋入事かなき迄相續の大力の向井
宗左衛門と申者也此者ハ
こんこわ也所望ハ出ようて川四郎殿へ
申りけハ村山宗鼎と申ハ
てけんかの者相撲を投所ハ
之後宗鼎人ハ相撲を所ハ
ようなる事ハ陰病の力ハ
ようなる事ハ
新之助殿ハ元和三年の比武蔵
ようなる事ハ
迄ハ
ハ
ハ
ハ
上方の時分
定家卿ハ
ようなる事ハ

に遣對談するなり村山何とか中院の縁かの偶子
有りまた京都筆よりちかなまよと諸人いゝめ候ふ中
其後丸上方合戦籠城なりて多様也の兵共に出陣合
御分けにてく籠城なりて御坐也去年むかく筆なりて
家は断絶の御感光々又冨田民部の乗り出し
中に出見捨てかの元なれ内裏にも行能中に御所に奔れ
此の所にも仮之上方へ参り去りて京都に出で
細川幽斎の安藤宗守などへ可にも御座候て廣
沢之下る大坂へ参りて家に入り池田の下る人
其後新屋形中朱印并年玄以安付て御当方

光広ヨリ片の弟子源氏三人は後の世に宗祐を見せ
すすむ修りもかへ去りて太夫を上げて玄旨一入
勝病も肥の法の勝病にて似合申りと呼りてね
果たりけるへ流儀と若もの共に出てきにくし
弟子の当流も也印并字又て伝授きとなれと
細川幽斎也八のとも光広へ安心前で也
其後は寛永七年庚午四月没と申すなり

朝鮮の事

昔より日本の帝に對し怨敵となりて亡さるべし
其後帝に是の朝鮮揺と名付るくらいそ光時代

氏姓不詳なれども神武天皇の御時大和国
[illegible]尾張国[illegible]村に土蜘蛛と名付て長く
胴ハ[illegible]わり力強く[illegible]
[illegible]り俗に和名[illegible]と云り[illegible]尾張を
菖蒲と改られ[illegible]
千万ぬと云ふ[illegible]三十九代天智天皇の御時
に金鬼風鬼水鬼泥鬼[illegible]鬼と云ひ[illegible]
迦八方に事自由なる[illegible]
て近[illegible]者付て御[illegible]の宣旨を
むく事なり[illegible]

加て討事成がたき者のよし色々の奏聞ありて
[illegible]鬼[illegible]
[illegible]
[illegible]朝雄と云ふ[illegible]討
[illegible]朝雄ハ敏達天皇の御孫紀長谷雄の三男宮内
[illegible]千万ヲ或記ニ者京ノ千常ノ千也と
[illegible]千常ハ秀郷ノ子也[illegible]年一代朱雀院
の御宇天平五年ニ将門ヲ秀郷ノ[illegible]将門ハ桓武天皇
の孫ニ[illegible]高望の孫前ノ[illegible]軍平良将ノ[illegible]
政家ニ仕テ使ノ宣旨を[illegible]勅[illegible]
憤ヲ合[illegible]
[illegible]常陸大掾国香ヲ討殺

国香の子貞盛八を以て追捕使に押領
さうく下総国相馬郡より起り平親王と号し宮城を
攻落すに及び参議民部卿右兵衛督藤原恵文の才
筑紫伴仲を副ひ軍うて云ふ使を以て時貞
盛く秀郷との謀りく將門を亡ぼす天慶二年
天慶二年二月十四日より相模国より今江戸に来
田の明神是也十九代反正天皇の御代の後乱大
石山尼と云ふ人和別石上より出る威を振ひ皇命に背き
ありけり一数度討さるるも也十七代仁徳天皇
乃ち宇意仁天皇乃次男大山の王子帝に背き

治ずして兄弟のたるを以て是を討しむ 廿九代宣
化天皇の御代大友の皇子謀反を起す則大友連也是を誅
戮せしめ国を討治ずして御治ありける 御治ありける
て御崩せしめ国裏(百五十年)に成る 第四十代天武
天皇誅代せらる 三十二代用明天皇の御時聖天
徳太子誅代せらる 三十三代推古天皇の王子なり
(わり)姓八百前連と云ふ 天智天皇の王子なり
此人日本に仏法を立まいらせ仏像を建立捨九
年聖徳太子誅代の忌部波わかく合戦ありく国敗二
年七月に寺屋討死と云ふ仏法ひろまりたり
第五代聖武天皇の御編我入唐と云(わり)号我

ゝの孫姫夜大臣の子也大きゝ大者ゝ部内をいく
部家ゝ橘宮内裏宮門宮遊かゝ名付て我子ゝ大
子王てゝ云ゝ世ゝ所ゝ外宮仍多ゝ聖德太子の誘を
入麻大臣ゝ物ゝ部ゝ惡ゝ討亡と敬ゝ部ゝ天皇王
の皇子山背の大兄と子ゝ中臣ゝ鎌子ゝ連ゝ子ゝ人
ゝ生ゝ物ゝ部ゝ入麻ゝ父ゝ子ゝ大臣ゝ敬
ゝ分ゝ自宮ゝ造ゝ子ゝ又ゝ浦ゝ大臣ゝ子ゝ田石
河大臣ゝ往ゝ横我ゝ持統天皇ゝ如石皇音姫ゝ
父也ゝ付石川大臣ゝ同罪ゝ被ゝ殺ゝ大兄ゝ王ゝ
ひいきゝ部ゝ乃也ゝ亡ゝ失ゝ乃ゝ代ゝ宮ゝ

悪ゝ焼失せゝと也同ゝ時代天武ゝ孫ゝ重ゝ王ゝ
ゝ子ゝ長屋大臣ゝ成ゝ子ゝ大臣ゝ三位ゝ子ゝ乃ゝ王命
を背ゝ名ゝ天平元年二月十日ゝ聖武帝是ゝ子ゝ
ゝ也五年一代平城天皇ゝ乃ゝ時光仁帝ゝ孫早良親
王乃ゝ子ゝ中務ゝ位藤原ゝ種継ゝ殺ゝ大同二年十月謀殺ゝ
と安元年ゝ也ゝ所ゝ中ゝ部ゝ毒ゝ ひ ゝ殺ゝ
孫ゝ高ゝ大きゝ也ゝ部ゝ物ゝ部ゝ霊ゝ宮ゝ所ゝ一
神ゝ祝ゝ中ゝ宮ゝ所ゝ京ゝ乃ゝ宮ゝ八權社ゝ霊魂
を祝ゝ所ゝ神也五十代桓武帝ゝ時ゝ水ゝ上ゝ河継
と云ゝ人延暦元年ゝ山城ゝ国ゝ北部ゝ

せしめ帝月輪の位を奪ひ奉り川継を討ちつ
五年宗仁の天皇乃時藤原仲麻呂帝に位を直貞親王の
位を子橘の奈良麻呂中人の謀叛を帝
を討しむ事ありしかとも
より抜ぬきんでて一神也 四十五代聖武天皇の御
時天平九年より文屋の宮丸是もむろんを討
ぬ宮内丸に成敗を宇合の子大宰帥貞嗣
廣嗣乃兄也大職冠不比等の孫と云門
て宮流わり 六子武智麻呂の流り南家と号
二三参議近衛大將房前の流り云今の執政家

是なり此三人成敗宇合の流是り式家
いふ 兄大宰帥貞嗣の流是り京家と云宮内丸の
兄大宰帥貞嗣謀逆し天平十二年より流刑せら
ふ宮内丸と流刑ありし死を大きに歎ける仲麻
呂是は宇佐ふ抜ふ所 四十七代廢帝天皇乃時
惠美押勝といふ人法華論帝に仕官八大師と
号し執政命ありしかとも武内麿の二子是を仕
ふ所也是相模より出り矢氏を添ふ也
惠美氏ふ所なりしかとも前道鏡をあ
せ所押勝をいきとり廢帝をとりて土皇

を三りの天帝と云故に天平神護元年に押勝を誅
せらるゝと云押勝かゝる謀叛人と云つゝ
を九討使遣つゝ所押勝あやまりて逃ぬを悪
風吹て討亡りぬ天平宝字元年より神護景
雲元年迄十七年の戦あり此千九代光仁天皇の
時井に皇后他戸皇子母子亡さるゝ皇后ハ
聖武の娘なり此子なきに依て光仁の子を養
子に他戸皇子を立て皇太子に
より押勝ありて空位三年に他戸皇子流
罪せらる 光仁帝の皇子早良太子神護景雲

二年に東大寺の定等大僧都に師として釈門に改
法衣に染る毛十三年を経て東寺を造り給ふ
始り中納言種継と云者に確執あり延暦四年
八月桓武天皇行幸に出宮の時種継を計宮の
宮寺に出るに早良太子射人を以て種継を射殺
させ給ふ其時早良の流罪に流罪あり 禅
師に断食を云果て失きたりを云御
子に崇道天皇と云ふ八所の一神 四
代大武帝の御時大友皇子伊賀の皇子元云天智帝
の御子也天智即位十年崩御始り大政

但し是は淳仁の始め同年十月三日より天智帝崩御
天武天子の御子に御坐まつりて
を立て位をつけ給ふ事なり天武いきとをり給ひ白鳳元年七月
大友を打ち給ふ五十一代平城天皇の時弘仁元年
三世の孫四二位中納言種継の友京仲成と云人
平城帝の后藤原大同二年三月七日より桓武帝崩
御後平城即位治世の后平城より皇后なり
同三年四月朔日帝位を老嵯帝へゆづり平城
太上皇と申奉り付き上皇尚侍友子兄弟子をてうあひ
せて国家の政参議右衛門督仲成上皇をそそのく

逆乱を起し仮之弘仁元年九月十四日田村麻呂大将
をつかはし追討ありて平城の軍破れて上皇は剃髪の後
剃りの上當宮高岳親王と法師の弟子となり空海の
弟子の三人法親王と寂しかりて貞観三年入唐求
法して寂しかりし弟子八仲成誅せられ六十一代
朱雀院の時藤原足九世の孫を宰太政友京良範
八子純友と云人伊予の国に補せられ海賊を
仮て西国へ下り逆乱を振ふ小野好古を
大将軍として純友を誅討せられ時に九
別宮合て貞家天皇三年より孫より純友討ると時

遠江信濃両国を給はる七十二代堀川院の時八幡太郎義家の子に
従五位上対馬守義親と云ふ人康和二年に勅定を蒙
りて出雲国に配流せらる永久元年に十二歳義
親孫代の宣旨を受け同僧寺平の正盛奉りて主従を誅
戮す宇治の悪左府頼長保元の乱の統領なり孫
子十二代智足院入道前関白忠實公の二子也六条
判官為義八対馬守義親の子伊勢義春の子也父
滅亡の時幼少なりし保安三年に召しとられて誅せら
る悪右府の信頼八関白道隆公八世の孫従三位大
蔵卿忠隆の子也平治元年に謀叛して誅せらる所詮
為義父子八人誅せらる安倍貞任宗任代々出羽
奥州に住す安倍宗任に云ふ人おこりて王位を
奪ふ海道宗任に云ふ人おこりて王位を
奪ふ清原泉院の永承五年に伊勢入道源
頼義大将軍の宣旨を受け天喜五年に誅せ
られ清原武衡家衡是も奥州の住人也小山田
三郎清原の武衡と云ふ王位を奪ふ故に八幡太郎
義家人を誅す平相国清盛木曽冠者義仲是も
朝敵也頼朝と安徳帝の外戚也阿波局の八郎為

頼と云へる源家甲斐源氏の一族也大力にして
諸国を巡行して是を捕ん為に使を立て或時夜半
に閨裏に忍入て第三度目に大内宴寄せ来る自
害と云て又子三人同様に女おなじく共の時に失ひ太政大臣
為朝と共に平家に事付て有りしかと雷を取らんと欲して三條
宰相中将実盛云の人是を詰めて主殿寮小條
模寄て討入て家臣に為朝弟頼朝帝の勅諚也

治承鼓者捕の事

当長十六年の比利長公高野山に蔵入の時金沢に高野
の宗徒と云て有りしかとも

板橋寄りに中山七郎右衛門を
退かく尾州に有りしを利長公聞て云者に記
出りしに長国寄に而てきこの乃大石に有時に
乃信長の中に有るに番所出羽守に忍て
て見に負かに若に成て云へとも尾州に
ひ云へとも云へ
出て云へ大石に似合ぬ
子に成に陣に陣に有り羽織を変て
市出に市に而に相に
と行果さんと討て
側に

奥へ入ましたり候得ハ手わくちりきふらと出て居を
さらし可相成ハ此せつ遣し候へ共用ニ立候得共掛くらハせつ
きつ御申出し候かしこまり拙者不性成事ニ候ヘハ此の川
ハ不及又合織部を召つれ参り候ても又わかれ候ハ
酒井左衛門尉様御前江仕候而御禅申へ川鶴丸被差出
金義後の様子御覧被成可申と申さハ又々之不申
之御左内主御自筆を以左衛門へ被申遣し候由御被
つかハし其御左衛門儀とて出可申候よし書を被差出
左衛門ニ御願申候而申候左衛門御中に出候処ハ掛ケ左衛門ハ
人々と出候へハ左衛門並右御自筆にて申上候事上ニきぬり

他事なく拾越候事御薄く候へ共不及忘候而脇差を立
居り申候処想之手左衛門様御前江参りて左近方へ被
之と左衛門の御手紙わく之内の侍参り候ハ御家中成り
使者遣されし候覚候間御ハみな衆藩へ出向く之
し候旨を申由候やと奥へ被成候さまひ衆之趣左衛門尉様
御手わくちりき共ぬきを以御前をぬき之居り候左衛門
被遣候ましたり候て被成御わくの事がる掛り間合
人数拙者手につかはし之手掛候処さま出る左衛門中さ
可候ハ左衛門様ハ御ちらしく表ヘ出之候の法外成様
ともへの次第ハ相成候事ならぬわかるまじく候と申出候

近江の在に在る半助にかゝりて出るくまなく仙なく
にわかにとる八半助中村何某の人にあふくもたえてなり
に遊びくせん為にいかんとも八浪人に志て乱別によし
夜に志らぬくらし自身にかくろふ綱志郷をつかはし出る
他念なく通事を志て絶書て八おりけるやうき風情
御世話かゝり他念の通事八津志の事わのあ
為に帰るには中也ところしありし中常是八国七ゑ
来吉江戸遊てありと腕かくゝたる助までなに
加へ同たる助安てすて相ありとて墳見へしまへ
と半助に流言して中をなしけり常陸彌平にいふ

[illegible]辻切にて夜に入者へ郎兵衛小者共にかゝき
[illegible]を討[illegible]
世人さへ志[illegible]半助の勇気[illegible]又浪人へ志人
浪人[illegible]浪人[illegible]
人[illegible]
[illegible]
[illegible]上
[illegible]
八不及是非[illegible]
八り[illegible]早[illegible]

次の年とし男のうかう義教刀脇指の拵を事外ヲ
渡シ近衛大将殿伺ひ出をなりこの時は
ゆ出ヲ日ハ八月ゆ大臣殿の宣旨大将殿御使
近衛大将甲斐守又也大臣殿ハ内ヲ殿ハ伺外
て居住と大将殿の御宣旨ハ先也とうひく奏聞
をもとうく宮所ハ内ヲ殿ハ御使を出して
鉄ひうち刀脇指ゆ四日の御宮所ハ表門ヲ打て い事
ちうんとをもて鉄ひうち金ハ三寸ゆ
祝定の御ちう計ゆ渡ヲ内ヲ殿ハ大将殿ゆ
たをもて御ちうの文ちう人肩先ヲ切テ退ヲ大将殿

ゆ元興寺さんくゆ切状渡シ首ヲ花御ゆて言
是ハ伊勢四年ゆ神屋書方ハ呼ゆ切腹
伺外ハ鎗ハ雪尾集ハ内ヲ切腹ハ
切腹ハ鎗ハ高御所ハ内ヲ御使ハ
富和勘ヲ云者山ヲて三味の者也と
名ハ姫ヲ御ゆ者ヲ一味同心ハ
等ヲ内ヲ勘ヲ傍軍ハ林ヲ命ヲ
と名第ヲ出ゆ内ヲ勘ヲ
を也ヲ名ハ神ヲ内ヲ高ハ
山ヲ是の内ゆ菊也大学内ゆ武ハ内ヲ宮殿ハ

市不世非節を外へ打出よ武へ三人充て出口出ら
夢見る右衛門ハ神尾図書助来分助ヶ合戦ニ申来り
奥村因幡守ニわり三律縁男右衛門と言ふ者合戦ニ有り
宇三人ハ加茂右衛門と云者らう家中のもの
ともに石原市右衛門乃と申のとひ地分と出ハくよりきやう
りうひと自分と部くおく出立当りつかく町ゟ合ありり
し出ると利長公奥会より承徴を招ゟくうわきる事
奴余り分寺右与不申出るハ関ニ立居きうく作兵衛
者共ハ西尾隼人ハ至ゟく中候て仰と申付候
捨させわ者ゟ申とく申上候隼人ゟ上兵衛事ゟ申て寄進てる

人附畏テ御前をまかり立彼罷越へ参り向テ浅井か合戦
去せら出へ向後悪名を引取らんより忠臣を作り給や
立テ茶色との御覚也と言ふ者ニ申也至ハ勤る事申
相ハ家来き多く人ゟちやんくわんふとかゝやと一夜ニ三ヲ
らうひ者附を村隼人ハ是くおろせと申付テ天世の
居りを毎ニ申上ハ松柏しあのふ宮ハ盗学世次
器あうしせとて乏ら安くうひせられも男居るし
之く主人の為ニ家抱の兄弟く他方の中ゟ知状
家くうしき也或ハ討てはるへの嘗洗をうひれ
て今日れつ別る前妻の子男をいうりせん云

付テ人と云ハ空花の遊ひなり花似よりて樹似よると云
也と人倫ふと當ると深きかさハ能もて仁義ありて長刀長
之きさてしを好ますまらく名物もさまつ律
儀ならまん人て大猷の人といひかな言葉やらくか
也定ず教よ至りと何色かり若年もハおかへん気
又わりと友達方より来ろかくひ合隠る最の無ホ
一味きく他のまつりをせと何色も一所よ集んり
見高せハいかゝ是九庵ん主氏諸人ヲかへひ友にて
ゐるゝ死ハ悩ミまれ女の身きも若死されりとみか人気を
かんなり

牛さ花の事

元和八年の比小指筒の足疵佛界見と思ひて若年
さきまハ佛付は松元を等御ある事よ利長公出色
城之内浮田宰相と毛利秀元ハ唐人とありて見
八候ハ久留米よ二階堂の男子ありて伝へよ前髪の子
ま候十ご歳のかさうてとふかわり若久家ゆ別ら抱
いつて肩よの世頭よ乃せてかくされ行けるかさん立ハ小者の
つらいけるのとえ見よ見送り付て去てしくあちこち候よ坂と
こゝるとあり何色も入銭の付ところよ如ん押見露ハ前髪
来て坂ゐ小指筒か浮田候宰相殺人とよ然とく全

然るにかくハ毛利と浜田とハ右ひとしと北ほ九四ッ分
年またひつけしも色のかれの勤おいても浜田はまさる
物ハ右の男子成長して宗好にて毛利屋家来と名字
事ハ外容貌はよし生付のん所へ人にこし立身して
総にハお今まり其儀さまて執心ぬく執着のみを付
ハらさか毛元盃の事不叶後ニハ心けりて
其儀にハ実谷のさうて見九の三九郎始ハ其儀を入
竈乃中やり其儀付事にあやう心ひよ志川ニも
よねよのもんにへられ日この合色のとふへちさを芝
の三ふ婦とともにいも三九郎兄ん縁て毛利屋家来に

再三逢へとも主き承引なく叶ハすと或時屋家来へ門外にて
てわれひとの姐へ三九郎も来るをつれたるかほとんかくへの
者とさ及小八郎をとらへかたり此者の詮を
志るゝ様文御出あまりの此事をわけまて申付けれ
不届とかの小せ此へきたく心え其者が果たし木果し
中程かゝハおハ此振ま出申たるし此気にかひとるとく
しけおいかさ名まよなけと共のへとやかゝをとて十二三才成
子とも合木に立色りて出帰く方とてつかを過て拵で
出つまきりけ御八極楽其儀の屋家来成りと挑ん
志ら合く此を打中さ御くと私ハ屋家来縁を退て

中にも其兄弟まし／＼人ハ様く死する事[illegible]
死せしめ給ふかくハ六彦三郎此ものゝ仰付られ中にも
松平出羽守殿よりかく其兄弟ハ御目見仰付られ
さしてお中上置きハ久留米へおもむきて安元を
呼寄て其兄弟は本府の松平をお尋なされ候ハ仰中
松の彦三郎花山よりハ十月より御参府の事かくまで
御彦郎兄弟ひとりのみ御さりけれど九郎の父ハ依田の
為に先書出入り御取上せられハ相手の父ハ彦三郎槇
を呼寄の者共御事ハ三郎さまハ母堂をさしおかれ多
権山よりかんハ訴仰付置其上母堂ハ沢田の叔父を呼よ

世其兄弟をすみやかにめしよせられ出さるへしとの仰渡畢
てさらハ御上ら御沙汰の上一味の者七人さ
らり出し兄弟舎弟仰付られ兄弟ハ斬罪割とかさるさ
前者六山之介年若く出さしすまし事をうちきを御
処は村の百姓寄浦彦左衛門ほうて小泉村彦三郎か中
頭し懸家ま半武運家野へつまりとおさへ御さゝく
かうりかけ付ていかにも多く見守ひて牛ノ尾
ま寺へ出向いての其方ハ立さむへハ少もさむきて
中村彦十郎彦兵衛兄弟を組ゆかりの刀同じく二ツ三ツ
入れ置きしハ死ぬ此身の上へさゝへて御さ書家の[illegible]勝

をつかへて死出の旅に出ける人の新発田藩の
近くひとりを江戸へ入二つ三つくらゐの胴の
たつきをみるに一所より死ついをあるいは今より
つゞくるゝ新発田の若ものとひとしく牢獄に
ら所は時分なる所道とも男女立ち出るもの
田舎二つ三つ股より百姓一つ二つあるき出る
所道の男立ち所者共欲ゐるく立腹源所へ
をりり相発利久家つよきよりの人かくの命を
うく武四郎石のよう言葉を清水くの言葉
敬ひ所まを見れ果てく進ず身ゆゑ病ひてき

ゆゑ出発ゆゑ足疲れ病ひありて若き源次郎
しまを見ないさ所時は高田藩をたりおくよく
ろく出発ゆゑ所時は死ぬ者ゆゑ庄兵衛
みこの者より名家つ知れをとりたりて源利光公
の代寛永二年より所藩中よりあるを知る
えさして出所ゆゑ出発ゆゑ長崎より
立腹ゆゑつゞくより伸ひ者源わるゆゑ
る所をまんを知ひとりて新発田藩を
立大小名の子孫親をりの人数
一組をとる出刀出脇指をかゝ人

こゝに御召捕出されて成敗に御沙汰に治定せし
昔ここに子不性の家来平岡源右衛門と云者
こゝ高木三左衛門高田八郎左衛門伝次郎脇神
子田八郎ハ何とも言ハ三方へ御沙汰も候
平岡も能々吟味ありて八郎左衛門も彼
者共よりも其類大かたハ当りありしゆへや身にしみて
て乱もいたし候ともよもや思ハざりし処高田八郎左衛門
是迄筒井三八郎も申来たれども此度ハ彼ハ源三郎
後ニも後ハ三郎見返ひて源三郎
そのきいてう見渡りしてくらく脇指をぬかんとする捕の

もし手むかひ討ときハ内々申合せ置し通り筒井ハ深く取手
の者共の通り脇指をぬき源三郎を深く突立て筒井
ハこる股をつきとめて筒井是非なく働きけれバよく
源三郎を源三郎も只つまりて接ぎかね止めて提けれ
余りの物より座とも奥方へ切て入り座敷より居間の
方より立の間の廊下わり来て脇差を以て其方ハ立
申立てられしを付ける治兵衛ハ母の居間の口に
八郎左衛門ハ先年ハ座敷へ出んとする廊下の口にて
出合しに不非子同じく彼者出合てひらく接ぎけれ
脇指を抜て同じく書白一方刀を抜て出て突立て

如斯申遣候ても加ハり能き平尾ヶ討出るへく候
八分豆立切腹錦子因幡守殿方御座かりと候ふ被
則ち首尾ノ内證ハ其附の首尾能くかり申候て
後ニ乞ニ御ニ世上の者さへ沢山ニ奥へ切て入れ候
外より半右衛門方より中木枕わちニて一切ふれニ
ニ御内膳殿被申候ハ弥々可申候ニ付て可為ニ
いかれかれは猶わく事分きハ長々能く斗ニて
と兵人ニ批判せられ内膳殿附候切ニ道理
んぞうかく難儀ニ及ひ存候利光公御思召りて
文御奉行相つとめ御前ニて被仰付一書ニて候事

候後も出候味方にて与力の者ニも御附の合力を段
し甲斐の西国ニ成られ附より御横目衆の御手出しを
立物支配の節候而以御源わきに言わせ候き刀ハ猶
や首尾く三人ニ寄す事さし候ハ猶さやうにて武士寄すと
内定候さや之被御出ニ付候て江戸の御前ニ申ニ横目
旅行之仰ニ有之候ても御前ニてさうろう御附人之かわ
てき首尾ハ与力の者わりて御了承られ立ち候てすき
前ニ御前わり被存候てなと申以御定書付て申さす候とも
右之通御請申上候ニ付可申上候

諸氏

源義家の嫡男八幡太郎義家の一男義国賀茂次郎
義綱新羅三郎義光の人々乃末流佐竹上総逸見武
田小笠原岩崎石橋小笠原秋山加賀美南部下山加
今川上総十郎右衛門尉同次郎泰国みの国の守護也
代々みの守信濃泰国尾張の守護して行家
島三郎忠村忠頼忠義更時村代後家島孫三
持清家島三郎長義同重長家長同孫三郎村行
三尾張守敏在京前田氏服部左衛門尉
平新田太郎泰氏の末子宮内の律師一色左衛門尉
公深朝臣法師の人わりけるとて一色左兵衛尉

三郎行泰一色三郎範氏号人名氏の代々天下の
管領職なり家也又新田太郎義重の子孫同
太郎義俊八幡宮の社家也今里見の冠者
四郎義成代々里見義俊
四郎と山名三郎信重寺とより七代山名陸奥守
時氏也大職冠藤原鎌足の子孫前公小
七ヶ国乃経也ゆえ男女共大臣の子孫
治守府將軍氏為時長より利仁乃一同藏也義光
守信近乃温利仁と云人の連枝末葉代々ふるひ
乃世乃名乃ゆえ事沢ゆえ時長の孫義俊

氏也文亨年中一条兼良公の家臣
と云宝暦年中の先祖也 [illegible] 後
武蔵国後世乃子孫と姓を改て名を [illegible] 西
赤塚高橋林崎川治右衛門牧野泉西橋江を号
大学頭と同位の者共并合壱拾人
四郎左衛門と申国侍の者共
なり其後赤井云者独河合軍平服部
者共を士用被遣川口行は是国沢子田
当者共姓の源と云系図より出たり前田
又四郎利長九郎兵衛尉長盛

市利世孫四郎利見国蔵人源の利長
は代前田九郎と小田原城を私領金三郎
範利同江州文利家庶長三郎利成
大系図者共の内と云人云り武蔵乃原
八代新田義貞小俗云る時を討たり時新田
方侍従金葛西ケ谷の城攻の時横山三郎重実
と云人云合戦大力者也尾張国
前田氏と謂の云伝也葛巻と云八源井伯
市寺に別宮と云所乃村物部乃り源井と成元時
前田家と成服と云云九郎兵衛尉と云家府

一原田家居住の事上古来りの事也菅丞相の
左遷ありし以後延喜比より中昔の頃也菅
丞相の御子原田氏にて一族ありて世に広まり子
原田氏名乗り近年迄にいたり中昔末子より別れ分
中ニ奏作也（其人別名改姓）おり菅家の
の有元前田氏と所々三ヶ村入会城主の時四宗ノ緒
継子として陳合勝武田豊岸に六波羅と友合の
とき作州の軍勝六波羅方に属し戦ひ後それ〳〵
れく敗軍して作州勝わたり討死ともへ菅
家有元同四郎佐広市五郎佐光又三郎佐吉見分

三人此一族ニ原田彦次郎佐秀福光次郎佐長殖
田三郎重佐菅原友政佐秀ことゝ今々討死とされ
共ニ菅家ノ一族の内生き残り参作大見友成城よわり
康安年中ニ山名伊豆守作州を押領せんとして多
勝押領合戦して同所作州方敗軍して菅家乃
人ニ尾張山へ下りありて又変菊池ノ兵を所せる由ありて
し浅きとのより貞治年中に九州ニ菊池肥後守武
光宮方ニ属して擬 菅田秋月安楽浦家像
味方ニ属す小田鉄ノ人ノ宇野山鹿佐志年戸同日博
多福井大鳥畑杉津三宗牛黄大嶽山城佐林島

津軍一揆ニ[illegible]の大友刑部新[illegible]
討[illegible]
[illegible]薩摩[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]の事を[illegible]く[illegible]の部ハ必ず利益ハ天を祭祀し
依て如別国国[illegible]　貝和一の芸法の術を得ル事ハ
かゝる[illegible]ハ必ず[illegible]に向ふ如[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
のハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]堂ヲ設建[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ

三万六百四十八項の田八反三畝耕作田五十町也二反ノ
四合ニテ百町也此歳ハ永五拾石収納豊年ニハ永百石
納ム二反ニ付数ヒ云月ニ地ノ八項ノ貢税永拾六石
強貫ノ三貫六百文ノ八項ト云ハ也六反ハ
方ニ当ル云百町ト云百町ニ二項ト云ハ
男ノ地ニ反ハ石ノ如ク中格ノ時国ノ
ニ付ノ合ニテ十ノ反ニ合ニテ足ハ三十人合ニテ反法程
調法丈ノ丈ト云ハ知ル法ハ言葉ノ石ノ如ク也
四畠ノ度ハ遠ノ日法ハ人ノ男ニ当テ
ニ多ク元ノ徳ノ合ニ又田畠ハ方人ノ方ニ当ル定

此一方ニ付ニ定二百六十歩ニ反ニ定二年ノ数ハ
カニ付ニ反ノ如ク也ニ反ノ人ノ年ノ人ノ年ノ
食ニ田ハ畠ハ畠ハ食ノ食也十反ニ付ニ
ツ六十万也ニ町ニ田十反ノ一町ト云ハ町ニ
六十人合ニ当ル文六十六所合ニ当ル文ハ町ノ合
ニ当ル也ニ付ニ
俵ハ八ハ八町ニ
ト云ハ米ハ
百四旬三百四旬
代八十貫九十貫

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

町中ヲ引回シ梁川ハ父川ヲ七日晒サレシ後ハ釜ヲ
被仰付師兼合ヲ手ヲ取テ釜ヲ海出
名色ハ多泉野ヲ切ル事ハ大せう猫つのめ屋ヲ
出ル孫ハ六郎ヲ押ヘ上ヲ切ル外ハ死ヲ切リ
古ノ聖賢の親ハ男女ハ別ヲ立ル事ハ親
子兄弟ハ男女別ヲ立ル事ハ
ものを知ル事ハ
去ル事ハ
飢食ハ男女の大慈悲也

肥前国松浦鏡宮の縁起

昔ハ帝の時代大臣不比等大織冠の孫参議

武智宇合子九近衛大将兼右宰相藤原廣嗣ト
云人天平十五年十月松浦郡ヨリ筑紫騎の軍兵ヲ発シテ
天下ヲ奪ントシ伊勢ヨリ大野の東人ヲ大将トシテ
廣嗣ヲ追討セラレ早ヒ内大神宮ハ始テ弘法ヲ
彼廣嗣ハ肥前の松浦ヨリ一日ヲ京ヲ出ル迄ヲスル
ヲ知ル事ハ
つ事ヲ亡ル天下ハ
八年六月十八日流前西三宝郡大宰府ヲ訪世音寺
ヲ供養セラル道 帥ハ玄僧都ヲ
唐ノ時ハ仏法ヲ

[illegible]
雷為子玄昉の首
嗣り調伏せり
[illegible]師也廣嗣乃憤とて文を作り
寛子玄昉入唐ノ[illegible]唐人[illegible]
[illegible]
[illegible]
物と子字り事分真福寺
人捨の[illegible]石也
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]七宝院より[illegible]
寺院[illegible]建立
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

三蓋圓書卷第十九　終